

別添2  
令和6年4月5日

北中学校新入生（転入生）保護者様

長久手市教育委員会  
教育長 大澤 孝 明  
長久手市立北中学校  
校長 大井 雅 夫

## タブレット端末使用に関するお願い及び同意書の提出について

日頃は、市教育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

昨年度より一人一台のタブレット端末の利用が本格実施され、教育活動で活用する機会が多くなりました。今後もさまざまな教育活動で利用を行っていく予定です。

つきましては、校内のタブレット端末使用や持ち帰りの運用と、それにもなう同意書について下記のように行っていく予定です。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 運用の対象について

- (1) タブレット端末 (iPad)
  - (2) USB充電器 (iPad 付属のもの)
  - (3) 充電ケーブル (iPad 付属のもの)
- ※ (2)(3)は必要な場合のみ、持ち帰ります。

※ タブレット端末はご家庭にある機器で充電していただいで結構です。

#### 2 インターネットへの接続について

Wi-Fi 環境のあるご家庭は、タブレット端末をインターネットに、必要に応じて接続してご利用ください。一部のアプリケーションソフト（ミライシード等）はインターネットに接続しなければ使用できません。（接続方法は本校ホームページを参考にしてください。）

なお、Wi-Fi 環境がないご家庭につきましては、長久手市教育委員会より、在学中のモバイルルーターの貸出しを行っております。貸出しを希望される方は長久手市教育委員会（0561-56-0625）まで問い合わせください。

#### 3 費用負担について

- (1) インターネット通信やモバイルルーターに係る費用はご家庭で負担をお願いします。
- (2) タブレット端末の通常使用、持ち帰りによる破損は、市が修理費を負担します。故意による破損の修理費や紛失は、ご家庭の負担となる場合があります。

#### 4 使用上の注意点について

- (1) 操作は児童生徒のみで行ってかまいません。しかし、使用時間の約束や不適切な使用をしないことなど、保護者の皆様の責任の下、ご使用ください。なお、使用時間を制限するスクリーンタイムの設定はできません。
- (2) タブレット端末にインストールされているアプリケーションソフトについては、原則学習目的であれば、自由に使っていただいで結構です。ただし、学年や学級で一部の使用について制限させていただくこともあります。

(3) タブレット端末を用いて、児童生徒同士・家庭同士で直接連絡を取り合うのは控えてください。

(4) アプリケーションソフトの新規ダウンロードは、出来ないように設定しています。また、小中学生に不適切と考えられるインターネット検索は、フィルタリングソフト等により制限しています。

インターネット検索は、「Yahoo!JAPAN」および「Yahoo!きっず」をご利用ください。その他の検索サイトは利用できません。

(5) アクセス履歴（ホームページの閲覧履歴）は、タブレット端末上で削除しても教育委員会で確認できる設定であることをご理解をお願いします。

アクセス履歴は、ネットワーク接続障害、外部からの不正アクセスなど、トラブルが発生した場合は履歴を確認することがあります。

## 5 同意書について

今後、タブレット端末の校内使用及び持ち帰りを継続的に行っていくに際して、運用内容をご理解いただいたご家庭は、別紙「同意書」に必要事項を記入の上、○月○日までにご提出をお願いいたします。なお、「同意書」の有効期間を、現在の学校に在籍している間とします。

## 6 その他

タブレット端末を使用中に、動作が遅くなったり、正常に動作しなくなったりした場合は、電源を切り、学校へ返却し、不具合が起きたことをお知らせください。また、ご不明な点などがありましたら、以下の連絡先にご連絡ください。

**【連絡先】** 北中学校 担当：校務主任 谷内 裕子 0561-64-2366